

認定申請前にご確認ください！！

～ 働き方に関する「法律」が変わります。2019年4月1日から順次施行 ～

法改正の主な内容と施行時期

2019年4月1日から、働き方改革関連法(労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等設定改善法、パートタイム・有期雇用労働法、労働者派遣法等)が、順次施行されます。

項目	主な内容	施行時期	
		大企業	中小企業
①時間外労働の上限規制	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 時間外労働時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。 ✓ 臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、 <ul style="list-style-type: none"> ・年720時間以内 ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む) ・月100時間未満(休日労働を含む) を超えることはできません。 ✓ また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。 	2019年 4月～	2020年 4月～
②年5日間の年次有給休暇付与の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。 	2019年 4月～	
③労働時間の客観的な把握の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が、客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけられます。 		
④フレックスタイム制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 労働時間の調整が可能な期間(清算期間)が延長されます。(1か月→3か月) 		
⑤産業医・産業保健機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業主から産業医への情報提供や産業医等による労働者の健康相談等が強化されます。 		
⑥勤務間インターバル制度の導入(努力義務)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息时间(インターバル)を確保する仕組みです。 		
⑦高度プロフェSSIONAL制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 高度専門職を労働時間規制から外し、新たな規制の枠組みが創設されます。(制度導入には法律に定める企業内手続きが必要) 	(適用済)	
⑧月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2023年4月から中小企業の割増賃金率が引き上げられます。(25%→50%) 		
⑨正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。 	2020年 4月～	2021年 4月～

◆詳細は、厚生労働省HP 『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください

～ 法の内容をより分かりやすく周知するため、順次新しいリーフレット等を作成され、ホームページに掲載されています ～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>